飯山庁舎エレベーター改修工事設計業務
委託特記仕様書

令和８年 10 月

長野県北信保健福祉事務所

Ⅰ　業務概要

１．業務名称　　飯山庁舎エレベーター改修工事設計業務

２．計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

（１）施設の名称　　飯山庁舎　北信保健福祉事務所

（２）敷地の場所　　飯山市静間

（３）施 設 用 途　　庁舎等

令和６年国土交通省告示第８号 別添二　第４号　第２類とする。

（４）既存施設竣工年月（改修工事の場合）　　平成３年２月

３．履行期間　　契約日の翌日から約 95 日間　（約３ヶ月）。

４．適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「⊙」印が付いたものを適用する。「⊙」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「⊙」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

５．設計与条件

（１）敷地の条件

ａ．敷地の面積　　9,719 ㎡

ｂ．用途地域及び地区の指定

１）用途地域　　指定なし

２）防火地域　　指定なし

３）その他地区等　　指定なし

（２）施設の条件

ａ．延べ面積(計画面積)　　3,663 ㎡

ｂ．主要構造　　RC３F

ｃ．耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年３月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

１）構造体　Ⅰ類　　２）建築非構造部材　A類　　３）建築設備　甲類

（３）工事の条件

ａ．予定工事費　　未定（監督員が指定する日までに概算工事費を算出すること）

ｂ．建設工期（予定工期）　　令和９年９月　から　令和９年 12 月（４ヶ月）

（４）設計与条件の資料

設計与条件については、次の資料による。

⊙　飯山庁舎エレベーター改修工事設計業務基本設計書

・

・

Ⅱ　業務仕様

長野県建築設計業務委託共通仕様書（令和６年４月改定版）（以下「共通仕様書」という。）と本特記仕様書は、相互に補完するものである。

なお、共通仕様書については、以下のホームページに掲載する。

http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kenchikugijutsu/shokijun.html

１．管理技術者等の資格要件

（１）管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

※建築士法第２条第２項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）

・一級建築士または建築士法第２条第３項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」という。）

（ただし、二級建築士にあっては、建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備士」という。）とする。）

（２）担当技術者

担当技術者は、⊙建築（意匠）、・建築（構造）、・建築（積算）、⊙電気設備、⊙機械設備の部門について配置する。なお、各部門の兼務は良いこととする。

また、それぞれの部門の責任者として、主任担当技術者を１名ずつ選定し配置する。

なお、主任担当技術者は、担当設計業務の分野について専門的な知識と経験を有する者とし、資格要件は次による。

ａ．建築（意匠）主任担当技術者については、次の資格を有する者とする。

１）一級建築士の資格を有する者

ｂ．建築（構造）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

１）一級建築士の資格を有し、建築構造設計の業務に５年以上の経験を有する者

２）建築士法第 10 条の３第１項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者（以下「構造設計一級建築士」という。）

３）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下同じ。）第 77 条の 35 の９に規定する構造計算適合性判定員の資格を有する者（以下「構造計算適合性判定員」という。）

ｃ．建築（積算）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

１）（公社）日本建築積算協会が付与する建築積算士（建築積算資格者）の資格を有し、建築工事の積算業務に３年以上の経験を有する者

２）（公社）日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者

ｄ．電気設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

１）建築設備士の資格を有し、電気設備工事の設計業務に５年以上の経験を有する者

２）建築士法 10 条の３第２項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者（以下「設備設計一級建築士」という。）

３）電気設備工事の設計業務に 10 年以上の経験を有する者

ｅ．機械設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

１）建築設備士の資格を有し、機械設備工事の設計業務に５年以上の経験を有する者

２）設備設計一級建築士の資格を有する者

３）機械設備工事の設計業務に 10 年以上の経験を有する者

ｆ．主任担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。

・建築（意匠）と建築（構造）と建築（積算）

⊙電気設備と機械設備

・……

２．業務計画書

共通仕様書第３章 3.5 の業務計画書（様式第７号）には、次の内容を記載する。

業務概要

業務方針

業務工程表（様式第８号）

管理体制及び連絡体制（様式第９号）

その他

３．設計業務の内容及び範囲

（１）一般業務の範囲

ａ．基本設計業務

・建築（総合）基本設計に関する標準業務

・建築（構造）基本設計に関する標準業務

・電気設備基本設計に関する標準業務

・機械設備基本設計に関する標準業務

ｂ．実施設計業務

⊙建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

・建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

⊙電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

⊙機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

ｃ．その他

⊙委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）

⊙委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成

⊙工事費概算書の作成

⊙工事概要図の作成（位置図、配置図、工事概要、代表的な平面図・立面図、屋根伏図、その他監督員指定様式による）

（２）追加業務の内容及び範囲

⊙積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成）

⊙計画通知手続業務及びこれに付随する詳細協議（申請手数料は含まない）

・透視図作成（CG 着色パース、Ａ３判、外観＿＿面、内観＿＿面）

・模型製作（スタディー用白模型＿＿個　（縮尺１／＿＿））

・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）

⊙概略工事工程表の作成

⊙建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務

・都市計画法施行規則第 60 条による証明に係る手続業務

・長野県地球温暖化対策条例に基づく各検討及び届出に係る業務

・住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・
・
・
・
・

（３）その他の業務の内容及び範囲

・アスベスト含有調査（定性分析　１検体）
・シーリング材 PCB 含有調査（　　検体）
・絶縁油中の PCB 含有試験（　　検体）
・
・

４．業務の実施

（１）一般事項

ａ．基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
ｂ．実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
ｃ．積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
ｄ．設計業務は、本特記仕様書Ⅰ　５（3）ａに示す予定工事費を超過しないように行うこと。

（２）提出書類

ａ．受注者は、契約時に次の書類を各２部提出する。
管理技術者通知書（様式第１号）（健康保険被保険者証及び保有する資格を証する書類の写を含む）
管理技術者に係る技術者経歴書（様式第２号）
主任担当技術者の経歴等（様式第３号）
担当技術者の経歴等（様式第４号）
設計計画表（様式第５号）
業務委託承諾願（様式第６号）（業務の一部を再委託する場合に限る）
ｂ．受注者は、設計業務（補助業務を除く）の一部を再委託した場合は、再委託に係る契約書の写しを提出する。
ｃ．業務実績情報の登録について
・要
受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録の内容について監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には登録の完了が確認できる資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査員に提出し、確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。
※不要（ただし、受注者は任意で業務実績情報の登録ができることとする。）

（３）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。
ａ．業務着手時
ｂ．監督員又は管理技術者が必要と認めた時
ｃ．その他（建築基準法、消防法等の所管官庁との打合せ等）

（4）適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

ａ．共通

⊙公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	（平成 28 年版）
⊙公共建築工事標準単価積算基準	同　上	（令和８年版）
⊙公共建築工事共通費積算基準	同　上	（令和８年版）
⊙官庁施設の基本的性能基準	同　上	（令和６年版）
⊙官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	同　上	（平成 25 年版）
⊙官庁施設の総合耐震診断・改修基準	同　上	（平成８年版）
・敷地調査共通仕様書	同　上	（令和４年版）
⊙営繕工事電子納品要領	同　上	（令和３年版）
⊙建築設計業務等電子納品要領	同　上	（令和３年版）
⊙建築工事における電子納品にかかる試行要領	長野県建設部	（令和４年版）
⊙建設部公共事業環境配慮指針	同　上	※貸与
⊙長野県建設リサイクル推進指針	同　上	※貸与
⊙信州リサイクル製品率先利用方針	長野県環境部	※貸与
⊙長野県グリーン購入推進方針	同　上	※貸与

・長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針　長野県林務部

ｂ．建築

⊙建築設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	（令和６年版）
⊙建築構造設計基準	同　上	（令和３年版）
・構内舗装・排水設計基準	同　上	（平成 27 年版）
⊙建築工事標準詳細図	同　上	（令和４年版）
・木造計画・設計基準	同　上	（令和７年版）
⊙建築工事設計図書作成基準	同　上	（令和２年版）
⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	同　上	（令和７年版）
⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	同　上	（令和７年版）
・公共建築木造工事標準仕様書	同　上	（令和７年版）
⊙建築物解体工事共通仕様書	同　上	（令和４年版）

ｃ．建築積算

⊙公共建築数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	（令和５年版）
⊙公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	同　上	（令和７年版）
⊙公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	同　上	（令和７年版）
⊙公共建築改修工事の積算マニュアル	同　上	（平成 27 年版）

ｄ．設備

⊙建築設備計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	（令和６年版）
⊙建築設備設計基準	同　上	（令和６年版）
⊙建築設備工事設計図書作成基準	同　上	（令和６年版）
⊙公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	同　上	（令和７年版）
⊙公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	同　上	（令和７年版）
⊙公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	同　上	（令和７年版）

⊙公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　同　上　（令和７年版）
⊙公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　同　上　（令和７年版）
⊙公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事）　同　上　（令和７年版）

ｅ．設備積算

⊙公共建築設備数量積算基準　国土交通省大臣官房官庁営繕部　（令和７年版）
⊙公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）　同　上　（令和８年版）
⊙公共建築工事見積標準書式（設備工事編）　同　上　（令和８年版）

（５）貸与資料等

ａ．既存設計図書等

・既存建築物設計図の一部（　　）
・

ｂ．既存資料

・既存敷地調査資料（　　）
・

ｃ．資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
・貸与資料等のうち、○印の付いたもの ・ ・	

貸与場所（　飯山庁舎　北信保健福祉事務所　）　貸与時期（　委託契約締結後　）
返却場所（　飯山庁舎　北信保健福祉事務所　）　返却時期（　委託契約完了時　）

（６）一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務（対象外業務）の範囲等

業務委託内容に含まれない業務は、次のそれぞれ業務の業務内容のうち、「委託対象外業務等」欄に記された業務とする。

ａ．基本設計業務

業務内容		委託対象外業務等
１）設計条件等の整理	（ｉ）条件整理	設計与条件及び貸与等される資料により業務の軽減が図られる部分
	（ⅱ）設計条件の変更等の場合の協議	変更内容を監督員が整理することにより業務の軽減が図られる部分
２）法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	（ｉ）法令上の諸条件の調査	設計与条件及び貸与等される資料により業務の軽減が図られる部分
	（ⅱ）計画通知に係る関係機関との打合せ	設計与条件により業務の軽減が図られる部分
３）上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		設計与条件及び貸与等される資料により業務の軽減が図られる部分
４）基本設計方針の策定	（ｉ）総合検討	－
	（ⅱ）基本設計方針の策定及び説明	詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分
５）基本設計図書の作成		－
６）概算工事費の検討		－
７）基本設計内容の説明等		基本設計完了時の詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分

b．実施設計業務

業務内容		委託対象外業務等
1)要求等の確認	(ⅰ)要求等の確認	基本設計策定時に取得する情報の整理により業務の軽減が図られる部分
	(ⅱ)設計条件の変更等の場合の協議	変更内容を監督員が整理することにより業務の軽減が図られる部分
2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(ⅰ)法令上の諸条件の調査	基本設計策定時に取得する資料の整理により業務の軽減が図られる部分
	(ⅱ)計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計策定時に調整される事項により業務の軽減が図られる部分
3)実施設計方針の策定	(ⅰ)総合検討	監督員において判断する事項により業務の軽減が図られる部分
	(ⅱ)実施設計のための基本事項の確定	監督員において判断する事項により業務の軽減が図られる部分
	(ⅲ)実施設計方針の策定及び説明	詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分
4)実施設計図書の作成	(ⅰ)実施設計図書の作成	貸与等資料により業務の軽減が図られる部分
	(ⅱ)計画通知図書の作成	―
5)概算工事費の検討		積算業務実施により業務の軽減が図られる部分
6)実施設計内容の説明等		実施設計完了時の詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分

(7)その他、業務の履行に係る条件等

a．指定部分の範囲　　(　概算工事費　)

指定部分の履行期限(　　)

b．成果物の提出場所　(　飯山庁舎　北信保健福祉事務所　)

c．成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d．写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

1)写真は、県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。

この場合において、著作者名を表示しないことができる。

2)次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

①写真を公表すること。

②写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

e．設計に係る著作権について

当該設計に係る著作権は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有にに帰属する。

f．設計図等への設計者等の明示について

提出された設計図には、設計に関係した管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の所属、氏名を明示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。

（８）発注者による成果品の事前確認

ａ．成果品をとりまとめるにあたり、設計図書、内訳書、設計計算書及び数量計算書等について、発注者の事前確認（以下「発注者確認」という。）を受けること。

ｂ．発注者確認に要する期間は、７日以上確保すること。

受注者は、発注者確認により受けた指示等に関し、速やかに修正のうえ、業務期間内に成果品を提出すること。

ｃ．業務工程表（様式第８号）には、発注者確認及び修正に要する期間等を記載すること。

なお、履行期間中に業務計画を見直しが必要となった場合は、速やかに、業務計画書（様式第８号）を再提出し、監督員の承諾を得ること。

５．成果物、提出部数等

（1）基本設計

基本設計の成果物は下記により、体裁・提出部数等は、表１－１による。

ａ．建築基本設計図書

1）計画説明書（設計主旨、要求性能）

2）建築計画概要書

建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画（仕上概要表、簡易な透視図を含む。）、景観計画、色彩計画、セキュリティー計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画（雨水浸透試験結果書を含む。）、工程計画、仮設計画、法令等摘要計画（各室面積検討を含む。）、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

3）建築基本設計図（面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、各階平面図、各面立面図、断面図）

4）構造基本計画書（基本方針、仕様概要）

5）構造計画概要書（計画図、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書）

6）工事費概算書

7）各種技術資料

ｂ．電気設備基本設計図書

1）現地調査書

2）電気設備基本計画概要書

電気設備計画概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

3）電気設備基本設計図

4）工事費概算書

5）各種技術資料

ｃ．機械設備基本設計図書

1）現地調査書

2）機械設備基本計画概要書

機械設備計画概要、機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

3）機械設備基本設計図

4）工事費概算書

5）各種技術資料

（表１－１）

種　　別	体　　裁	部 数	備　考
・建築基本設計図書	ファイル綴じ（Ａ３）	4部	電子データ（PDF 形式）を含む
・建築基本設計図			CAD データ（SXF 又は JWW 形式）を含む
・電気設備基本設計図書			電子データ（PDF 形式）を含む

・電気設備基本設計図			CAD データ（SXF 又は JWW 形式）を含む
・機械設備基本設計図書			電子データ（PDF 形式）を含む
・機械設備基本設計図			CAD データ（SXF 又は JWW 形式）を含む
・打ち合わせ書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・リサイクル計画書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・CASBEE 評価	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
① 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。（２枚） ② ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。 ③ 提出の体裁は、監督員の指示による。			

（２）実施設計

ａ．建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表１－２による。　（表１－２）

種　別	体　裁	部 数	備　考
⊙意匠設計図	原図（Ａ１）	1部	CAD データ（SXF 又は JWW 形式）を含む
（表紙、図面目録、工事区分表、特記仕様書、案内図、配置図、~~敷地求積図・面積表、建築求積図・面積表、平均地盤面算定図~~、仕上表、各階平面図、各面立面図、断面図、矩計図、平面詳細図、部分詳細図、~~展開図、天井伏図、屋根伏図、建具キープラン、建具リスト、工作物等詳細図、外構計画図、外構詳細図、敷地横断図、敷地縦断図、解体撤去図~~、仮設計画図、工程表、~~日影図、関係法令等適合図~~、その他必要とされる図面）			
・構造設計図	原図（Ａ１）	1部	CAD データ（SXF 又は JWW 形式）を含む
~~（特記仕様書、基礎・基礎梁伏図、各階伏図、小屋伏図、軸組図、断面リスト、標準詳細図、基礎配筋図、各部配筋図、鉄骨詳細図、関係法令等適合図、その他必要とされる図面）~~			
・上記設計図　　製本	白焼き製本（Ａ１）	1部	表紙、背表紙タイトル入り
⊙上記設計図　　製本	白焼き製本（Ａ３）	2部	電子データ（PDF 形式）を含む 表紙、背表紙タイトル入り
・構造計算書	原本ﾌｧｲﾙ綴じ（Ａ４）	1部	構造計画概要書を含む
⊙工事費概算書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
⊙工事概要図	ファイル綴じ（Ａ３）	1部	電子データ（PDF 及び JWW 形式）を含む
⊙設計説明書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	設計意図伝達事項の記載を含む
⊙打ち合わせ書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
⊙リサイクル計画書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
・木材使用状況報告書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
⊙計画通知関係図書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
⊙各種申請図書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
・省エネルギー関係計算書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
・透視図	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	電子データ（JPEG 形式）を含む
⊙写真	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	電子データ（JPEG 形式）を含む
・カタログ等	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・建物保全計画書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
⊙アスベスト含有調査報告書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・シーリング材 PCB 含有調査	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・絶縁油中の PCB 含有調査	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・CASBEE 評価書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・機材、工法等比較検討書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
① 原図類は、三つ折り図面ケースに入れて提出する。 ② 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。（２枚） ③ ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。 ④ 特記仕様書は、発注者から貸与される書式データにより作成すること。 ⑤ 製本は、発注工事物件毎とする。			

b．設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表１－３による。　　（表１－３）

種　別	体　裁	部数	備　考
⊙電気設備設計図	原図（Ａ１）	1部	CADデータ（SXF又はJWW形式）を含む
（表紙、図面目録、工事区分表、特記仕様書、系統図、平面図・~~弱電配線図~~、機器一覧表、~~音響設備取付図~~、機器姿図、機器・配線撤去図、配置図、工程表、~~関係法令等適合図~~、その他必要とされる図面）			
⊙機械設備設計図	原図（Ａ１）	1部	CADデータ（SXF又はJWW形式）を含む
（表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、屋外配管図、凡例・系統図・機器表、各階平面図・平面詳細図、既存撤去図及び仮設図、施工区分表、施工標準図、工事工程表、検討案比較、~~関係法令等適合図~~、その他必要とされる図面）			
・上記設計図　　製本	白焼き製本（Ａ１）	1部	表紙、背表紙タイトル入り
⊙上記設計図　　製本	白焼き製本（Ａ３）	2部	電子データ（PDF形式）を含む 表紙、背表紙タイトル入り
⊙電気設備計算書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	電子データ（PDF形式）を含む
⊙機械設備計算書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	電子データ（PDF形式）を含む
⊙工事費概算書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
⊙設計説明書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	設計意図伝達事項の記載を含む
⊙打ち合わせ書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・リサイクル計画書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
⊙計画通知関係図書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
⊙各種申請図書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
⊙省エネルギー関係計算書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・省エネルギー改修計画提案書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	
・機材、工法等比較検討書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	

① 原図類は、三つ折り図面ケースに入れて提出する。
② 電子データ類は、CD-Rに収録し提出する。（２枚）
③ ケース、CD-R及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。
④ 特記仕様書は、発注者から貸与される書式データにより作成すること。
⑤ 製本は、発注工事物件毎とする。

ｃ．積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表１－４による。　　（表１－４）

種　別	体　裁	部 数	備　考
【建　築】			
⊙工事内訳書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	電子データ（RIBC２形式）を含む
⊙積算数量調書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙積算数量算出書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙複合単価等作成資料	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙見積書、見積一覧表	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙打ち合わせ書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
【電気設備】			
⊙工事内訳書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	電子データ（RIBC２形式）を含む
⊙積算数量調書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙積算数量算出書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙複合単価等作成資料	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙見積書、見積一覧表	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙打ち合わせ書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
【機械設備】			
⊙工事内訳書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	電子データ（RIBC２形式）を含む
⊙積算数量調書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙積算数量算出書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙複合単価等作成資料	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙見積書、見積一覧表	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
⊙打ち合わせ書	ファイル綴じ（Ａ４）	1部	他のﾌｧｲﾙ綴りと併用を可とする。
① 電子データ類は、実施設計における電子データを収録したCD-Rに収録し提出する。（２枚） ② ケース、CD-R及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。			

飯山庁舎エレベーター改修工事設計業務に関する参考資料

この資料は、入札参加者等の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、設計業務委託契約書第１条でいう設計業務委託仕様書ではなく、委託契約上の拘束力を持つものではありません。

また、この資料は、あくまでも発注者が委託料の算定を行う上で想定した図面目録の内容を示したものであり、成果物としての設計図面枚数等を規定するものではありません。

したがって、発注者側に帰すべき理由による設計条件の変更がない限り、当該資料に記載の図面種類及び図面枚数と成果物の図面種類及び図面枚数に差異が生じた場合でも委託料の変更は行いません。

なお、この資料に関する質問は受け付けません。

なお、この資料の有効期限は、標記業務の入札日までとします。

飯山庁舎エレベーター改修工事設計業務　における対象施設に関する図面目録

業務区分		図面種類	枚数	備　考	業務量低減の影響度	複雑度
工事	分野					
改修	建築意匠	特記仕様書	5	書式 CAD ﾃﾞｰﾀ提供	高	簡易
〃	〃	配置図・案内図	1	既存 CAD ﾃﾞｰﾀ提供	〃	〃
〃	〃	仕上表	1	既存図面貸与	中	標準
〃	〃	断面図(ｴﾚﾍﾞｰﾀｰｼｬﾌﾄ等)	2	〃	〃	〃
〃	〃	断面詳細図(ｴﾚﾍﾞｰﾀｰｼｬﾌﾄ等)	2	〃	〃	〃
〃	〃	仮設計画図	1	既存 CAD ﾃﾞｰﾀ提供	〃	〃
〃	〃	概略工程表	1	〃	高	簡易
改修	電気	特記仕様書	1	書式 CAD ﾃﾞｰﾀ提供	高	簡易
〃	〃	配線図	2	既存図面貸与	中	標準
〃	〃	詳細図	1	〃	〃	〃
〃	〃	単線結線図・盤図	1	〃	〃	〃
〃	〃	系統図	1	〃	〃	〃
改修	機械	特記仕様書	1	書式 CAD ﾃﾞｰﾀ提供	高	簡易
〃	〃	機器寸法図	3	既存図面貸与	中	標準
			２３			

業務量低減の影響度：CAD データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度

業務量低減の影響度　　**高**　…　0.1～0.3　　**中**　…　0.4～0.7　　**低**　…　0.8～1.0